

質問第二号

F S X 選定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十一月九日

黒
柳
明

参議院議長 藤田 正明 殿

F S X選定に関する質問主意書

F S X選定問題については、十月二十三日の安全保障会議で栗原防衛庁長官から「米機F 16を基本型として日米で共同開発することとし、その費用の一部を六十三年度予算概算要求に追加要求する」旨の報告がなされ、了承されたと伝えられているが、実際にはどのような決定がなされたのか不明瞭であるので以下質問する。

一 安全保障会議でどのような決定がなされ、閣議においてはどのような説明がされ了承が得られているのか明らかにされたい。

二 今回の決定は、防衛庁は「共同開発」との認識を示しているようだが、実質的にはF 16の「共同改造」と認識すべきものと考ええる。防衛庁が「共同開発」と位置づける理由を述べられたい。

三 現在まで防衛庁は、今回の決定に至る選定経過をほとんど明らかにしていない。この際、選

定の過程において対象を絞ってきた経過を詳細に説明するとともに、その理由を明らかにされたい。

四 今回、日本主導による「共同開発」を新たに行うことにかんがみ、「共同開発」で得られた新技術の特許権の帰属及び使用等を規定する日米間の取決めを結ぶ必要はないか。

五 今回の「共同開発」で得られた新技術を米国が、①第三国向けの輸出用戦闘機等に転用する場合、②第三国に技術提供する場合、③米国内で転用する場合の我が国の対応はどうか。

六 「共同開発」の結果、完成したF16改造型機全体の製作権限は我が国に帰属するのか。また、

米国が我が国に対して、①米国内で米軍用に製造する、②米国内で第三国向けに製造する、

③第三国にライセンス生産させる等の要請をしてきた場合の政府の対応はどうか。

七 今回の「共同開発」によるF16の主なる改造計画案に関し、次の点について現在考えられている構想及び使用技術を説明されたい。

① 機体の改造(素材を含む)

② 搭載コンピューター

③ レーダー

④ エンジン

⑤ その他

八 **FSX**についての要求性能については、国会でのたび重なる要求に対しても一切明らかにされてないが、その内容によつては我が国の基本防衛政策に重大な影響を及ぼすおそれも考えられる。国会におけるシビリアンコントロールを実効あるものとするためにも、次の点について明らかにされたい。

① 開発、現有機の転用及び外国機の導入といった三つの選択肢で検討を行つていた時点における空幕の要求性能と、「共同開発」決定後の要求性能に差はあるか。

② 防衛庁はF S Xは「日本独自の使い方や地理的条件に合ったもの」を作りたい旨を明らかにしているが、それらについて具体的に説明されたい。

③ 要求性能について安全保障会議で論議されなかったのは、それが我が国の防衛構想と密接に係わる問題であるとの立場に立てば、大きな問題と考えるが、政府の見解はどうか。

④ 伝えられているF S Xの搭載能力と航続距離にかんがみれば、専守防衛との関係で重大な疑義が生ずると考える。このようなものについては、開発に入る前に国会で十分な論議をしてから行うべきと考えるが、政府が要求性能について一切説明しない理由は何か。また、政府は将来にわたつても要求性能については国会に説明しないつもりか。

⑤ この際、過去の主力作戦機(F 4 E J、F 15 J、F 1、P 3 C、E 2 C)を採用する際の要求性能と現実の採用機との差を明らかにされたい。

九 今回の「共同開発」のベースとなるF 16型機について、十月二十六日の米上下両院合同経済委

員会の経済・国際安全保障小委員会の公聴会において、F16戦闘機の安全性について重大な疑義が出された旨報道されているが、防衛庁はF16の欠陥問題についてどのような認識を持つて
いるか。

十 F S Xに要する総経費と、その内訳（開発費及び単価）を明示されたい。
右質問する。